

奨励賞細則

(目的)

第1条 奨励賞は、技術革新や社会変革そして制度改革と人材改新に資する活動を奨励するとともに、それらに係る教育の発展に資する活動を奨励することを目的とする。

(対象)

第2条 奨励賞は、前項の目的に貢献した個人又は団体を対象とする。

(賞)

第3条 奨励賞は、賞状を受賞者に贈呈する。
なお、理事会が特に認めた場合には副賞を贈呈することができる。

(選考)

第4条 奨励賞の受賞候補者の選考は、企画運営委員会が行い、理事長に報告する。

(調査)

第5条 受賞者の選考に当たって企画運営委員会は、理事会の議を経て第三者による調査や推薦を活用することができる。

(意向確認)

第6条 理事長は、受賞候補者に対して受賞を受諾し伝達式に出席する意向を確認する。

(決定)

第7条 受賞者の決定は、理事会の議を経て理事長が行う。

(奨励賞の伝達)

第8条 奨励賞の伝達は、学術総会における伝達式にて受賞者本人に対して行う。

(賞の名称)

第9条 奨励賞の日本語の名称は「社会技術革新学会奨励賞（ 年）」、英語の名称は「Award for Encouragement of Activities in Socio-Techno Innovation ; The Society of Socio-Techno Innovation (year)」とする。
なお、奨励賞の名称に受賞理由に応じた名称を付加することができる。

2008年3月24日 制定

2011年3月25日 改正